

# 公立保育所民営化方針

【令和6年度改定版】

登別市

令和7年2月4日

保健福祉部こども育成グループ

## 1 民営化方針の改定にあたって

市では、平成 25 年 6 月 25 日に策定した「公立保育所民営化の考え方」を基本として、令和元年 5 月 27 日に「公立保育所民営化方針」（以下、「方針」という。）を策定し、今日まで公立保育所の運営を行ってきました。

段階的な民営化を行うため、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間、栄町保育所と幌別東保育所の 2 保育所の民間委託を行いました。

この間、市と委託事業者は、方針において「民営化を進めるにあたっての基本的な考え方」に配慮しながら、保育所利用者が安心して、子どもたちを預けることができる教育・保育環境を維持するため、保育所運営を行ってまいりました。

さらに、民営化の第 2 段階として、令和 5 年度末で栄町保育所を廃止し、令和 6 年度から新生町 3 丁目の千代の台団地周辺に、市内で初の民設民営の幼保連携型認定こども園である「もみの木こども園」を社会福祉法人彩咲会が開園したことにより、公立保育所のうち 1 施設の民間移譲を完了したところです。

また、幌別東保育所及び登別保育所においては、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間、民間委託を継続し、民間事業者と協力しながら、市内の教育・保育需要に対応しているところです。

市としても登別市内で教育・保育を行っている学校法人及び社会福祉法人が本市の教育・保育を担っていることで、今後も安定した教育・保育環境を提供できるものと考えております。

このような理由から、今般、「公立保育所民営化方針」を改定することとしました。

## 2 保育の現況

### (1) 各保育所の年齢別入所児童数（各年度3月1日現在・人）

各保育所の入所者総数に大きな変化は見られませんが、後述する対象年齢人口に比して、3歳未満児、3歳以上児ともに増加傾向にあります。

富士保育所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	3	8	7	8	6
1歳児	16	15	21	12	14
2歳児	22	20	17	18	15
3歳児	20	21	21	17	17
4歳児	18	20	19	19	19
5歳児	22	19	21	19	20
計	101	103	106	93	91

鷺別保育所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	6	8	8	8	6
1歳児	19	19	21	18	19
2歳児	23	19	20	21	17
3歳児	19	24	23	16	20
4歳児	15	24	25	20	16
5歳児	20	17	23	25	20
計	102	111	120	108	98

栄町保育所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	5	8	8	8	8
1歳児	15	12	17	17	18
2歳児	19	15	15	18	13
3歳児	20	20	15	17	17
4歳児	12	17	19	17	17
5歳児	15	15	18	20	16
計	86	87	92	97	89

幌別東保育所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	8	8	8	6	8
1歳児	15	16	17	12	22
2歳児	17	21	20	21	9
3歳児	19	19	16	17	11
4歳児	19	18	16	17	17
5歳児	21	17	18	16	16
計	99	99	95	89	83

登別保育所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	6	6	6	6	6
1歳児	13	11	11	8	10
2歳児	11	13	12	11	4
3歳児	8	12	9	10	10
4歳児	2	12	13	11	10
5歳児	14	2	12	15	11
計	54	56	63	61	51

## (2) 待機児童数の状況（年齢別待機児童数・各月1日現在・人）

3歳未満児の待機児童数（潜在待機児童を除く）が発生しており、特に0歳児の待機児童数が多い状況にあります。

【令和元年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	9人	10人	13人	14人	0人	17人	17人	0人	0人	0人	35人	0人
1歳児	0人	0人	0人	19人	0人	19人	18人	0人	19人	0人	19人	0人
2歳児	5人	7人	8人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	14人	17人	21人	33人	0人	36人	35人	0人	19人	0人	54人	0人

【令和2年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	11人	14人	18人	21人	24人	26人
1歳児	0人	0人	0人	0人	4人	6人	9人	0人	11人	0人	10人	8人
2歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	4人	6人	20人	14人	29人	21人	34人	34人

【令和3年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	0人	0人	0人	0人	0人	9人	13人	14人	12人	18人	22人	23人
1歳児	0人	0人	0人	0人	7人	9人	8人	9人	10人	9人	10人	10人
2歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	7人	18人	26人	23人	22人	27人	32人	33人

【令和4年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	0人	0人	2人	3人	7人	11人	16人	24人	24人	26人	27人	29人
1歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	2人	3人	7人	11人	16人	24人	24人	26人	27人	29人

【令和5年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	0人	0人	0人	0人	0人	8人	12人	15人	20人	20人	22人	0人
1歳児	12人	0人	0人	0人	0人	0人	15人	15人	0人	0人	0人	0人
2歳児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上児	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	12人	0人	0人	0人	0人	8人	27人	30人	20人	20人	22人	0人

## (3) 特別保育の状況

全ての保育所で延長保育、乳児保育、障がい児保育を実施し、休日保育は富士保育所、一時保育は幌別東保育所、登別保育所及び幼保連携型認定こども園「もみの木こども園」（令和5年度までは栄町保育所）で実施しています。

延長保育及び一時保育の利用が増加傾向である一方で、休日保育の利用件数は減少傾向となっています。

特別保育の実施状況

保育施設名	延長保育	休日保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育	病児保育
富士	○	◎	○	○	○	
鶯別	○		○	○	○	
幌別東	○		○	○	○	
登別	○		○	○	○	
もみの木こども園	○	●	○	○	○	●

※ ◎について、休日保育はもみの木こども園を除く保育所の利用者の受け入れを実施

※ ●について、もみの木こども園を利用している児童のみ利用可能

特別保育の利用状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	利用実人数(人)	590	469	581	555	631
	延利用件数(人)	2046	1616	1924	2197	2250
休日保育	利用実人数(人)	16	7	9	10	5
	延利用件数(人)	135	58	54	97	37
一時保育	利用実人数(人)	8	15	34	24	31
	利用日数(人)	204	120	447	181	462
障がい児保育	児童数(人)	39	38	32	28	25
乳児保育	児童数(人)	38	38	38	41	41

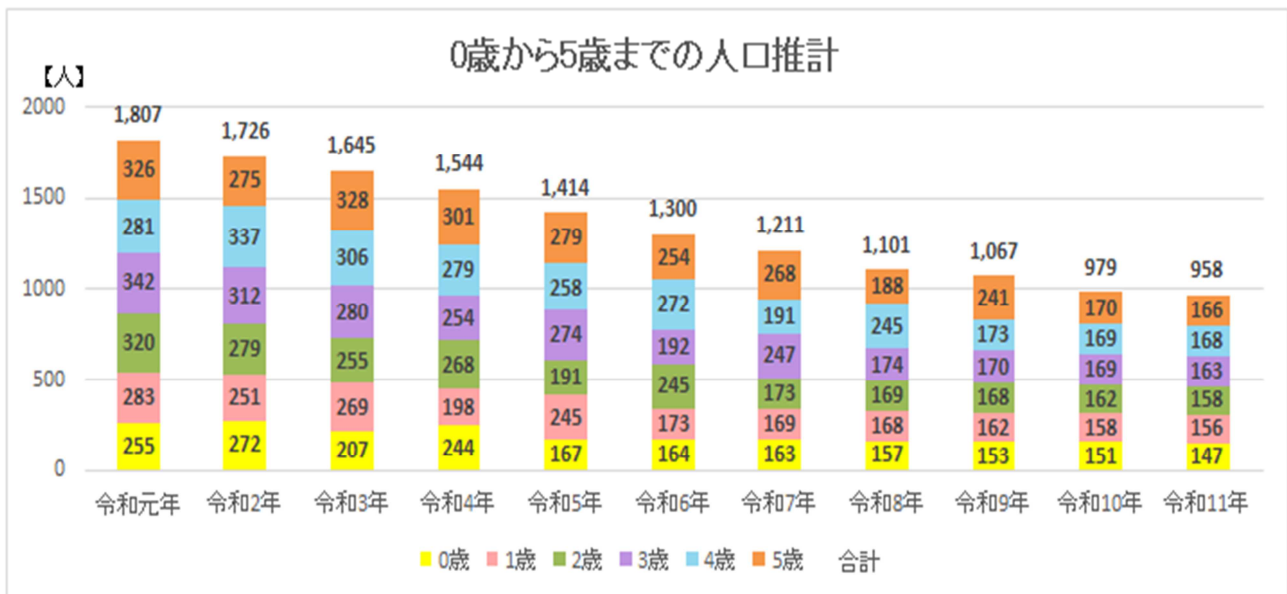
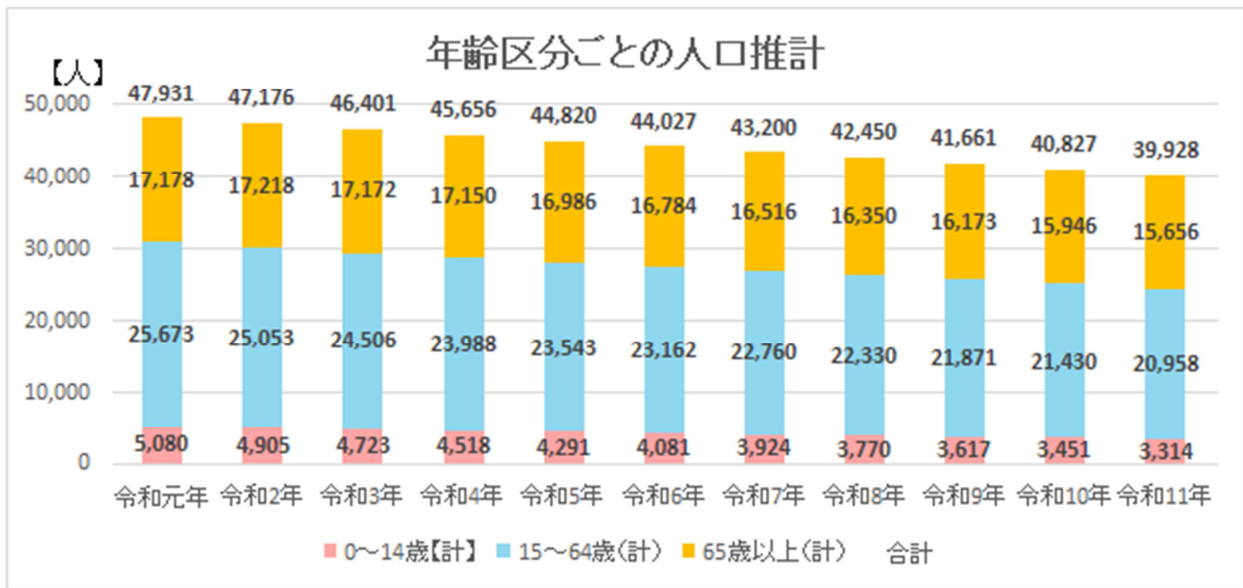
(4) 施設の状況

施設の現況 (令和6年4月1日現在)

保育所名	富士	鷲別	幌別東	登別
設置年月日	昭和28.4.1	昭和29.9.1	昭和55.4.1	昭和32.5.1
建設年度	昭和50年度	昭和48年度	昭和54年度	平成17年度
築年数	48年	50年	44年	18年
建物構造	コンクリート ブロック平屋	コンクリート ブロック平屋	鉄筋コンクリート 2階建	鉄骨平屋
敷地面積	2,118.04 m <sup>2</sup>	1,621.33 m <sup>2</sup> 270.52 m <sup>2</sup>	2,297.50 m <sup>2</sup>	3,791.62 m <sup>2</sup>
建物面積	686.30 m <sup>2</sup>	643.93 m <sup>2</sup>	835.96 m <sup>2</sup>	932.00 m <sup>2</sup>
立地環境	・ 駐車場、屋外 運動場が無い ・ 住宅街	・ 海岸付近 ・ 鷲別小学校隣 接	・ 海岸付近 ・ 幌別東小学校 隣接	・ 河川沿い ・ 住宅街

(5) 人口推計等

こども計画策定に用いた人口推計結果より、年齢区分ごとの人口推計において、令和元年度の住民基本台帳の登別市総人口が47,931人でしたが、計画最終年である令和11年度の登別市総人口の推計結果は、39,928人となり、10年間で約17%の人口減少が見込まれます。また、0歳から5歳までの対象年齢人口は令和元年度に1,807人でしたが、計画最終年である令和11年度には958人となり、約47%減少することが見込まれています。



### 3 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

地域の未来を担う子どもたちを育むため、良好な保育環境で幼児期の保育と教育を一体的に提供し、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。

#### (1) 民営化によって目指すもの

- ① 公立保育所で培われた保育に、民間の手法や技術を取り入れた幼児教育を加え、「保育」と「教育」の一体的な提供を図り、認定こども園を目指します。
- ② 病児保育や休日保育の実施、送迎バスによる通所など、多様化する保育需要に柔軟に対応する特色ある保育サービスの提供に努めます。
- ③ 一時保育の充実、育児相談・育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めます。
- ④ 健康づくりを重点にした保育や創造性を高めることを重点にした保育など、法人の特色ある保育事業を選択する機会の提供に努めます。



市が引き続き保育所の設置主体として責任を持ちながら、保育所業務について民間事業者に運営委託を行います。委託・移譲事業者の選定にあたっては、公募型企業提案方式（プロポーザル方式）により行います。

## ②第2段階（民間移譲）

民間委託後、運営評価や社会情勢等を考慮し、一定期間経過後に移譲します。また、移譲後、移譲事業者が判断する適切な時期に新たな教育・保育施設（幼保連携型認定こども園）の建設・開園を行うこととします。

## 6 実施時期等について

### （1）鷺別保育所

鷺別保育所の民営化については、以下の流れで行います。

#### 第1段階（運営委託）

令和7年度 現施設における運営委託事業者の募集・決定

令和8年度 現施設における運営委託開始

（運営委託期間中） 民間移譲に向けた検討を適宜実施

令和12年度末 第1期運営委託終了

令和13年度 検討結果を踏まえ、民間委託の継続（委託事業者の再選定含む。）  
または民間移譲の実施

#### 第2段階（民間移譲）

民間移譲時期は未定であるが、運営委託時と同様に、登別市内に事業所を有する学校法人及び社会福祉法人を対象とした公募型企業提案方式（プロポーザル方式）により移譲事業者を決定

### （2）幌別東保育所

幌別東保育所の民営化については、令和2年度から民間委託を実施しており、現在の委託期間は令和10年度までです。

#### 第1段階（運営委託）

令和6年度 現施設における運営委託開始（済）

（運営委託期間中） 民間移譲に向けた検討を適宜実施

令和10年度 運営委託終了

令和11年度 検討結果を踏まえ、民間委託の継続（委託事業者の再選定含む。）  
または民間移譲の実施

#### 第2段階（民間移譲）

民間移譲時期は未定であるが、運営委託時と同様に、登別市内に事業所を有する学校法人及び社会福祉法人を対象とした公募型企業提案方式（プロポーザル方式）により移譲事業者を決定

### (3) 登別保育所

登別保育所の民営化については、平成17年度から民間委託を実施しており、現在の委託期間は令和10年度までです。

#### 第1段階（運営委託）

令和6年度 現施設における運営委託開始（済）  
（運営委託期間中） 民間移譲に向けた検討を適宜実施

令和10年度 運営委託終了

令和11年度 検討結果を踏まえ、民間委託の継続または民間移譲の実施

#### 第2段階（民間移譲）

民間移譲時期は未定であるが、運営委託時と同様に、登別市内に事業所を有する学校法人及び社会福祉法人を対象とした公募型企業提案方式（プロポーザル方式）により移譲事業者を決定

## 7 委託・民営化事業者の選定方法等について

① 募集方法 公募型企業提案方式とします。

② 選考方法

②-1 事業者の選考は保育所関係者、保護者、法人運営に精通する者などによる選考委員会を設置し、適正かつ公平な選考を行ないます。

②-2 事業者の選考は評価を得点化し、得点の高いものを決定します。ただし選考の結果「該当無し」となった場合は改めて公募します。

②-3 選考過程は公表します。

③対象法人 市内に事業所を有する社会福祉法人または学校法人とします。

なお、応募する法人がない場合や選考の結果「該当無し」となった場合は、対象法人の範囲を拡大します。

④詳細 募集に関する詳細は、それぞれの募集要項等を策定し、公表します。

## 8 保護者への説明等について

民間委託、民間移譲の実施にあたっては、その実施内容について保護者への十分な情報提供を行い、保護者の意見や要望に配慮します。

また、子どもへ不安を与えることのないよう民間委託や民間移譲の際には、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助等について、段階的な引き継ぎを行います。